「放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備案についての意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、下表のとおりです。

(意見募集期間:平成27年1月23日~同年2月23日)

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
1	〇 社会的費用の項で自覚されているように一の者が保有する認定放送持株会社	〇 本案において、認定放送持株会社の議決権保有制限の規制緩
	の議決権の上限が緩和されることとなるため、認定放送持株会社の傘下の放送	和を行う範囲は、現行のマスメディア集中排除原則の特例の範
	事業者に対する一の者の関与が強くなる可能性があり、当該緩和により放送法	囲内にとどまることから、「放送の多元性・多様性・地域性」に
	が要請する放送の多元性・多様性・地域性について影響を与える可能性がある。	与える影響は必要最小限のものであり、放送の普及及び健全な
	地方放送局は局数も少なく NHK+全国ネット系列 2 局程度となっている今回の	発達の観点から規制緩和を行うことは適当であると考えます。
	改悪によって多元性・多様性・地域性が失われる危険性は極めて大きいメディ	
	アの独占寡占にはきわめて弊害が大きいので今回の緩和は行うべきではない	
	【個人①】	
2	〇 私は、テレビ局の持ち株会社方式には、反対です。地方局までも、東京の親	〇 認定放送持株会社制度は、放送を取り巻く経営環境の変化に
	局の支配下では、影響力が大きくなり報道に支障がでます。地方局は、東京の	柔軟に対応するため、持株会社によるグループ経営を、放送事
	親局が株式を保有しているのだからへたなことは報道できないと地方局側は思	業における経営の選択肢の一つとして導入された制度であり、
	い肝心な報道をしなくなります。私は、メディアのクロスオーナーシップは全	引き続き必要な制度であると考えます。
	て禁止すべきと思います。今でも、新聞社がテレビ局の株式を保有して影響力	その他の点について頂いたご意見につきましては、今後の放
	が大きくなっていて、自分達の都合が悪いことは報道しない。実際報道してい	送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	ないことが多いです。インターネット、海外メディアを見て初めて知った事が	
	多いです。中国、韓国などのニュースを見ても、気を遣って報道しているよう	
	にしか思えません。今すぐに、クロスオーナーシップを禁止にすべきです。TBS	
	など不動産などメディアとは、関係ない事業までやっているこれは異常だと思	
	います。メディアに指導すべきです。テレビ局に、ちゃんと電波利用料を払わ	
	せるべきです。ほとんど携帯電話事業者が、払っています。テレビ局にしっか	
	り払わせてください。公平に負担させるべきです。いくらテレビが、災害など	
	で役立つと言っても、携帯電話電話も今や契約者1億台を超えて今や生活必需品	

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
	です。それは、2011年の東日本大震災でわかっているはずです。携帯電話は災	
	害にも役立地ます。私は、携帯電話事業者を免除すべきと思います。私は、外	
	国人のメディアの株式保有には反対です。外国人の影響力が心配だからです。	
	やはり日本のメディアは日本人が株式を、保有すべきです。テレビ局、ラジオ	
	局、新聞社の役員など一切メディアの人間を入れてはなりません。携帯電話の、	
	周波数テレビが使っている周波数携帯電話向けに開放すべきです。今携帯電話	
	は、周波数が足りなくなっています。やはり携帯電話にもっと周波数を割り当	
	てをやってください。テレビ、テレビ優遇しすぎです。	
	【個人②】	
3	【経営基盤強化計画認定制度について】	【経営基盤強化計画認定制度 について 】
	〇 民放事業者の経営の選択肢を拡げる観点から、その趣旨や方向性について評	O 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承り
	価いたします。この制度は、個々の民放事業者の経営判断により「任意に」規	ます。なお、ご指摘のとおり経営基盤強化計画認定制度は、経
	制緩和を活用して経営基盤の強化や改善を図る制度であると考えます。	営基盤の強化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を
		受けることのできる「任意」の制度です。
	〇 今回、中波ラジオ局の「指定放送対象地域」において、三大広域圏の指定が	〇 本制度について、適時適切に見直しの検討を行うものといた
	見送られていますが、本制度の運用にあたっては、適宜適切に、各地の実情を	します。
	踏まえた制度の見直しを検討することを要望いたします。	
	 【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について】	【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について】
	〇 民放事業者の経営の選択肢の拡大に資することから、その趣旨や方向性につ	O 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承り
	いて評価いたします。	ます。
	〇 今回、整備案は、認定放送持株会社の「関係会社」の支配の定義を「議決権	〇 認定放送持株会社は、自ら基幹放送事業者となってはならな
	保有10%超」と規定し諸規制の適用を受けるとしていますが、「議決権保有10%	いこととされており、また、その傘下には複数の放送対象地域
	超~1/3以下」の地上基幹放送事業者を認定放送持株会社の「関係会社」に位置	にわたる複数の基幹放送事業者が属することとなることが想定
	付け諸規制を適用することは避けるべきと考えます。	される会社であることから、このようなそもそも放送対象地域

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
	【朝日放送㈱】	の概念のない認定放送持株会社に係る支配関係の定義について
		は、制度の適用がいたずらに複雑かつ不安定となることがない
		よう、今般、一律に議決権支配の基準を「議決権保有10%超」
		としたものです。
		ただし、認定放送持株会社が10分の1超3分の1以下の議
		決権保有のみにより支配関係を有する関係会社については、マ
		スメディア集中排除原則においては「支配関係」に当たらない
		ものとみなすこととし、規制強化とならないように配慮してい
		るところです。
4	〇 経営資源の効率的運用、放送事業経営の安定性確保、競争力強化といった認	〇 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされ
	定放送持株会社制度のメリットは、地上基幹放送事業者のみならず、衛星基幹	るものと考えます。
	放送事業者においても同様にあてはまることから、放送法および関係省令の改	
	正にあたっては、衛星基幹放送事業者が主体となりうる認定放送持株会社制度	
	の整備も視野に入れて頂きたいと存じます。	
	【(株)WOWOW】	
5	【経営基盤強化計画認定制度】	
	〇 この度、「放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の	〇 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承り
	整備案」において示された、経営基盤強化計画認定制度に関しては、弊社は、	ます。
	関東広域圏であることから、本制度の対象外ではありますが、ラジオ事業者の	
	経営の選択肢を広げる観点から、その趣旨については、賛同いたします。	
	〇 この制度の利用については、あくまでも個々の事業者の自主的な経営判断に	〇 ご指摘のとおり経営基盤強化計画認定制度は、経営基盤の強
	委ねられるものと理解しております。	化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を受けること
		のできる「任意」の制度です。
	〇 ラジオ局は、都市部と地方、FM局とAM局、ラテ兼営局と単営局等、個社によ	〇 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされ
	って経営環境が大きく異なっており、経営強化のための制度に関しても、広く	るものと考えます。

意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
民放ラジオ事業者の意見を反映するとともに、柔軟な制度の運用をしていただ	
くよう、お願いいたします。	
【㈱TBSラジオ&コミュニケーションズ】	
-	【経営基盤強化計画認定制度について】
	O 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承り
化計画認定制度は、民放事業者が経営困難に陥る前の段階で、個々の民放事業	ます。なお、ご指摘のとおり経営基盤強化計画認定制度は、経
者の経営判断により「任意に」規制緩和を活用して経営基盤の強化や改善を図	営基盤の強化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を
る趣旨で導入された新たな制度であると認識しています。民放事業者の経営の	受けることのできる「任意」の制度です。
選択肢を広げる観点から、その趣旨や方向性について賛成します。	
〇 放送対象地域制度などによって担保されている放送の「地域性」は、地上ラ	〇 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされ
ジオ放送、地上テレビ放送の根幹を成す重要な役割・要素であり、地方創生が	るものと考えます。
国の重要課題とされるなか、その意義はますます高まっていると言えます。し	
たがって本制度の運用は、放送対象地域制度自体の形骸化につながることがな	
いよう、民放事業者の意見を十分に踏まえ、議論・検討が必要と考えます。	
〇 個々の民放事業者の経営形態、経営状況はさまざまであり、かつ刻々と変化	O 本制度について、適時適切に見直しの検討を行うものといた
していることから、本制度の今後の運用にあたり、個々の民放事業者の考え方	します。
や要望を十分に汲みあげ、規制緩和項目の追加、指定放送対象地域の追加など、	
適時適切に制度の見直しを検討するよう要望します。	
O なお、本制度はまったく新たな制度であることから、民放事業者などへの十	O 民放事業者などへの周知に努めてまいります。
分な周知を行っていただくよう要望します。	
【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について (全体)】	 【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について(全
	体)】
	民放ラジオ事業者の意見を反映するとともに、柔軟な制度の運用をしていただくよう、お願いいたします。 【㈱TBSラジオ&コミュニケーションズ】 【経営基盤強化計画認定制度について】 〇 昨年6月に成立した改正放送法、および今回の整備案で示された経営基盤強化計画認定制度は、民放事業者が経営困難に陥る前の段階で、個々の民放事業者の経営判断により「任意に」規制緩和を活用して経営基盤の強化や改善を図る趣旨で導入された新たな制度であると認識しています。民放事業者の経営の選択肢を広げる観点から、その趣旨や方向性について賛成します。 〇 放送対象地域制度などによって担保されている放送の「地域性」は、地上ラジオ放送、地上テレビ放送の根幹を成す重要な役割・要素であり、地方創生が国の重要課題とされるなか、その意義はますます高まっていると言えます。したがって本制度の運用は、放送対象地域制度自体の形骸化につながることがないよう、民放事業者の意見を十分に踏まえ、議論・検討が必要と考えます。 〇 個々の民放事業者の経営形態、経営状況はさまざまであり、かつ刻々と変化していることから、本制度の今後の運用にあたり、個々の民放事業者の考え方や要望を十分に汲みあげ、規制緩和項目の追加、指定放送対象地域の追加など、適時適切に制度の見直しを検討するよう要望します。 〇 なお、本制度はまったく新たな制度であることから、民放事業者などへの十分な周知を行っていただくよう要望します。

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
	〇 昨年6月に成立した改正放送法、および今回の整備案で示された認定放送持	〇 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承り
	株会社の認定の要件の緩和、マスメディア集中排除原則の緩和は、これまで日	ます。
	本民間放送連盟が要望してきた事項の一部が反映されたものであり、民放事業	
	者の経営の選択肢の拡大に資することから、整備案に概ね賛成します。	
	〇 整備案は、認定放送持株会社の「関係会社」の支配の定義を地上基幹放送事	〇 認定放送持株会社は、自ら基幹放送事業者となってはならな
	業者の「議決権保有10%超」などと規定しています。本規定は改正放送法の趣	いこととされており、また、その傘下には複数の放送対象地域
	旨と直接的に関係しないにもかかわらず、多くの地上基幹放送事業者が新たに	にわたる複数の基幹放送事業者が属することとなることが想定
	「関係会社」として諸規制の適用を受けることになるため、認定放送持株会社	される会社であることから、このようなそもそも放送対象地域
	による「議決権保有10%超~1/3以下」の地上基幹放送事業者を「関係会社」に	の概念のない認定放送持株会社に係る支配関係の定義について
	位置付けることは避けるべきと考えます。	は、制度の適用がいたずらに複雑かつ不安定となることがない
		よう、今般、一律に議決権支配の基準を「議決権保有10%超」
		としたものです。
		ただし、認定放送持株会社が10分の1超3分の1以下の議
		決権保有のみにより支配関係を有する関係会社については、マ
		スメディア集中排除原則においては「支配関係」に当たらない
		ものとみなすこととし、規制強化とならないように配慮してい
		るところです。
	〇 整備案のうち、「特定役員」の定義の変更、認定放送持株会社の「関係会社」	〇 「特定役員」の定義は、マスメディア集中排除原則及び外国
	の概念の導入などに関しては、民放事業者および認定放送持株会社の事業運営	性の排除における役員規制の解釈・運用の明確化を図るもので
	に支障が生じないよう、十分な移行期間を設けることを要望します。	す。
		放送法及び電波法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第
		96号。以下「改正放送法」という。)附則第7条において、マ
		スメディア集中排除原則の適用について施行日から起算して
		1年を経過する日までの間は、なお従前の例によることとし、
		改正放送法附則第8条において、認定放送持株会社の関係会社

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
		に係る届出について施行日から起算して3月以内に届け出る
		こととする経過措置を規定しているところです。
	〇 「放送政策に関する調査研究会第一次取りまとめ」(平成25年8月)で「引き	〇 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされ
	続き検討」とされたマスメディア集中排除原則の緩和をはじめとする日本民間放	るものと考えます。
	送連盟の諸要望については、可能な限り速やかに規制緩和の方向で検討されるこ	
	とを強く要望します。	
	〇 なお、マスメディア集中排除原則に関する現行の2つの省令が1つの新省令	〇 民放事業者などへの周知に努めてまいります。
	に置き換わるなど、制度の体系や記述が大幅に変わることから、民放事業者な	
	どへの十分な周知を行っていただくよう要望します。	
	【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について(認定放送持株会	【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について(認
	社の子会社の地上基幹放送事業者とBS放送事業者関連)】	定放送持株会社の子会社の地上基幹放送事業者とBS放送事業
		者関連)】
	〇 現行制度上、認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送事業者とBS放	〇 ご指摘を踏まえ、以下の条文を追加する修正を行うこととい
	送事業者の間の水平方向の役員兼任は可能とされているところ、今回の案では ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	たします。
	不可となっています。	(第八条第七号イ及び第九条第三号口の規定の適用に係る特例)
	BS放送は、地上基幹放送と比べ発展途上のメディアであり、限られたグル	第十四条 第八条第七号イ及び第九条第三号ロの規定の適用につ
	一プ内の経営人材を有効活用しつつその経営基盤を強化し、地上放送事業で蓄	いては、同一の認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送
	積された経営・制作ノウハウを共有していく観点から、地上基幹放送との役員	の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が
	の人事交流を一定程度認めることが、放送の普及等の観点から特に必要です。	他方の者に対して法第二条第三十二号ロ又はハに規定する関係
	このように、認定放送持株会社グループにおける限られた経営人材を有効活	を有する場合における当該関係は、支配関係に該当しないもの
	用する観点から、引き続き、当該子会社の地上基幹放送事業者と子会社のBS	とみなす。
	放送事業者の役員兼任を可能としていただきたくお願いします。	

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
	【日本テレビ放送網㈱】	
7	【経営基盤強化計画認定制度について】	【経営基盤強化計画認定制度について】
	〇 経営基盤強化認定制度の導入	〇 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承り
	民放事業者、特にラジオ局が経営困難に陥る前に救済するための制度であり、	ます。
	ラジオメディアの存続のため必要な政策であると評価します。	
	ことに指定放送対象地域を定めるにあたって、県域の中波、超短波放送だけ	
	に限定せず、全国放送の短波も制度の対象としたことは妥当な判断であり、賛	
	成します。	
	〇 同制度では、隣県同士の県域ラジオ局が、一定の地域性確保を条件に放送番	〇 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされ
	組を同一化するのを認める案を、当面の強化策として示しています。これに限	るものと考えます。
	らず、今後、ラジオ局が策定する経営基盤強化計画には、各局が自主的に考え	
	る多様な強化策が盛り込めるよう、柔軟な運用を期待します。	
	【認定放送持株会社制度について】	【認定放送持株会社制度について】
	│ │ ○ 認定放送持株会社制度における議決権保有制限の緩和	○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承り
	 (放送法施行規則第270号の改正について)	ます。
	 特別地上基幹放送事業者(認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送事	
	 業者と放送対象地域が重なる地上基幹放送事業者)に関する規定が今回、緩和	
	 されます。	
	 これは平成23年6月に措置されたラジオに係るマス排の規制緩和(具体的には	
	ラジオ4局特例、および認定放送持株会社傘下のテレビ1局+ラジオ4局特例)	

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
	との整合性を考えて、改正されるものであり、適当であると考えます。	
	【㈱日経ラジオ社】	
8	【放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)の一部を改正する省令	【放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)の一部
	案	を改正する省令案
	第4章 基幹放送 第3節の2 経営基盤強化計画の認定(第91条の2-第91条の13)】	第4章 基幹放送 第3節の2 経営基盤強化計画の認定(第91条の2
		- 第91条の13)】
	〇 今回の整備案で示された経営基盤強化計画認定制度は、一昨年の「放送ネッ	〇 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承り
	トワークの強靭化に関する検討会~中間とりまとめ」の中で提言された「経営	ます。
	基盤の強靱化〜新たな制度整備の検討着手」を具現化したものであり、且つ、	
	同「とりまとめ」にある「放送設備、送信設備の強靭化=ハード面での強靭化」	
	と「両輪」をなすものであることから、その趣旨や方向性について賛同したい。	
	〇 同時に、民放事業者が経営困難に陥る前の段階で、経営基盤の強化や改善を	〇 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承り
	図ることが可能となる制度であり、又、「一定の地域情報」「情報の多元性」を	ます。
	保った上で、民放事業者の経営基盤をも確保する制度と認識できることから、	
	評価したい。	
	〇 さらに、民放AMラジオ事業者が今回の制度を利用しておこなう「経営基盤	O 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承り
	強化」は、既に制度化・具体化されているAMラジオ放送のFM放送活用等によ	ます。
	る「送信設備の強靭化」促進につながり、結果、国としての喫緊の課題である	
	「災害対策を目的とした放送ネットワークの強靭化」の推進に寄与するもので	
	あることから評価したい。	
	〇 尚、今後の本制度の運用にあたっては、個々の民放ラジオ事業者の経営形態、	○ 本制度について、適時適切に見直しの検討を行うものといた
	経営状況はもとより、その「地域性」を踏まえた弾力的な対応を要望すると共	します。

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
	に、同事業者の個々の考え方を汲み上げながらの制度の適時適宜見直しの検討をお願いしたい。 〇 加えて、本制度について、民間放送事業者、特にラジオ事業者への十分な周知をお願いしたい。 【(株)ニッポン放送】	〇 民放事業者などへの周知に努めてまいります。
9	【経営基盤強化計画認定制度について】 〇 改正放送法並びに今回の省令整備案で示された経営基盤強化計画認定制度は、民放事業者が経営困難に陥る前の段階で経営基盤の強化や改善を図れるよう創設されたものと認識しており、その趣旨には賛成する。一方で、この制度の趣旨や方向性を十分に実現・機能させるためにも、あくまで放送事業者が「自主的、任意」に、この制度を活用できることが望ましいと考えている。 〇 今後の運用については、民放事業者の考え方や要望を十分に汲み上げて行うことが大切であり、必要に応じて追加的な規制緩和や見直しについても検討して頂けるよう要望する。	 【経営基盤強化計画認定制度について】 ○ 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。なお、経営基盤強化計画認定制度は、経営基盤の強化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を受けることのできる「任意」の制度です。 ○ 本制度について、適時適切に見直しの検討を行うものといたします。
	【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について】 〇 改正放送法並びに今回の省令等整備案で示された認定放送持株会社制度やマスメディア集中排除原則の緩和は、民放事業者の経営選択肢の拡大に資するものであり、概ね賛成する。	【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について】 〇 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。
	 ○ 一方で、テレビ、ラジオ、BSの異なる基幹放送事業を中核に総合メディア事業としての成長を志向する当社としては、グループ経営資源の一層効率的な配分と持続的な収益拡大を目指すためにも、認定放送持株会社制度やその運用に関して以下の検討が必要だと考えている。 ・ 資産要件の計算に係る「密接関連業務の範囲の拡大」を要望したい。地上 	〇 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
	基幹放送事業者、とりわけキー局については、災害時ライフラインやネット	
	ワークの要として一層の責務を果たす一方で、五輪・W杯サッカー等の国民	
	的イベントの放送や国際競争力のある高品質番組・コンテンツ制作のための	
	負担増大に対応しなければならない。そのために、従来の放送事業のスポン	
	サー収益に止まらない収益源の多角化はもはや経営の基本ともなっており、	
	認定放送持株会社傘下のグループ全体で放送セグメントを支えなければなら	
	ない。そうした観点から放送の周辺領域の業務については、密接関連業務ま	
	たはそれに準じた扱いについて、今後ともなお一層の検討継続をお願いした	
	い。具体的には、①音楽事業(制作・販売・流通等)系子会社・関連会社の	
	業務、②映像事業・文化事業(映画・演劇・演奏会・イベント等の制作・興	
	行等)系子会社・関連会社の業務、③インターネット等通信関連事業の業務	
	についての放送セグメントとの隣接性に関して、さらなる検討と手当てをお	
	願いしたい。	
	・ 認定放送持株会社制度の運用については、一つの持株会社に複数の地上基	
	幹放送子会社を連結すること自体の効用に必ずしも限定されるものではない	
	と考える。放送事業を取り巻く経営環境の変化と放送・通信の技術革新によ	
	り、テレビやラジオ、BSの基幹放送を通じた広告放送モデルに加えて、各	
	種の有料放送モデル、さらには、インターネット等での配信事業も含めた総	
	合メディア事業の視点からのマス排原則のあり方を議論する必要性が高まっ	
	ている。こうした将来に亘る新事業の総体や多様な伝送路の利用を通じて、	
	従来から取り組んできた放送事業の多様性・多元性の確保と同等の効果を実	
	現できる可能性が拡大している。またキー局等では、視聴者ばかりでなく株	
	主に対する上場会社としての責任も一層議論される状況に至っている。こう	
	した点も踏まえ、グループ経営の一層の効率化・活性化の観点から、認定放	
	送持株会制度の運用の自由度をどのように増すかについて、引き続き恒常的	

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
	な検証・検討を要望したい。	
	【㈱東京放送ホールディングス】	
10	【経営基盤強化計画認定制度について】	【経営基盤強化計画認定制度について】
	〇 昨年6月に成立した改正放送法、および今回の整備案で示された経営基盤強	〇 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承り
	化計画認定制度は、民放事業者が経営困難に陥る前の段階で、個々の民放事業	ます。なお、ご指摘のとおり経営基盤強化計画認定制度は、経
	者の経営判断により「任意に」規制緩和を活用して経営基盤の強化や改善を図	営基盤の強化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を
	る趣旨で導入された新たな制度であると認識しています。民放事業者の経営の	受けることのできる「任意」の制度です。
	選択肢を広げる観点から、その趣旨や方向性について賛成します。	
	〇 放送対象地域制度などによって担保されている放送の「地域性」は、地上ラ	〇 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされ
	ジオ放送、地上テレビ放送の根幹を成す重要な役割・要素であり、地方創生が	るものと考えます。
	国の重要課題とされるなか、その意義はますます高まっていると言えます。し	
	たがって本制度の運用は、放送対象地域制度自体の形骸化につながることがな	
	いよう、民放事業者の意見を十分に踏まえ、議論・検討が必要と考えます。	
	〇 個々の民放事業者の経営形態、経営状況はさまざまであり、かつ刻々と変化	○ 本制度について、適時適切に見直しの検討を行うものといた
	していることから、本制度の今後の運用にあたり、個々の民放事業者の考え方	します。
	や要望を十分に汲みあげ、規制緩和項目の追加、指定放送対象地域の追加など、	
	適時適切に制度の見直しを検討するよう要望します。	
	〇 なお、本制度はまったく新たな制度であることから、民放事業者などへの十	〇 民放事業者などへの周知に努めてまいります。
	分な周知を行っていただくよう要望します。	
	【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について】	【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について(全
		体)】
	〇 昨年6月に成立した改正放送法、および今回の整備案で示された認定放送持	〇 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承り

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
	株会社の認定の要件の緩和、マスメディア集中排除原則の緩和は、これまで当	ます。
	連盟が要望してきた事項の一部が反映されたものであり、民放事業者の経営の	
	選択肢の拡大に資することから、整備案に概ね賛成します。	
	〇 整備案は、認定放送持株会社の「関係会社」の支配の定義を地上基幹放送事	〇 認定放送持株会社は、自ら基幹放送事業者となってはならな
	業者の「議決権保有10%超」などと規定しています。本規定は改正放送法の趣	いこととされており、また、その傘下には複数の放送対象地域
	旨と直接的に関係しないにもかかわらず、多くの地上基幹放送事業者が新たに	にわたる複数の基幹放送事業者が属することとなることが想定
	「関係会社」として諸規制の適用を受けることになるため、認定放送持株会社	される会社であることから、このようなそもそも放送対象地域
	による「議決権保有10%超~1/3以下」の地上基幹放送事業者を「関係会社」に	の概念のない認定放送持株会社に係る支配関係の定義について
	位置付けることは避けるべきと考えます。	は、制度の適用がいたずらに複雑かつ不安定となることがない
		よう、今般、一律に議決権支配の基準を「議決権保有10%超」
		としたものです。
		ただし、認定放送持株会社が10分の1超3分の1以下の議
		決権保有のみにより支配関係を有する関係会社については、マ
		スメディア集中排除原則においては「支配関係」に当たらない
		ものとみなすこととし、規制強化とならないように配慮してい
		るところです。
	〇 整備案のうち、「特定役員」の定義の変更、認定放送持株会社の「関係会社」	〇 「特定役員」の定義は、マスメディア集中排除原則及び外国
	の概念の導入などに関しては、民放事業者および認定放送持株会社の事業運営	性の排除における役員規制の解釈・運用の明確化を図るもので
	に支障が生じないよう、十分な移行期間を設けることを要望します。	す 。
		放送法及び電波法の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第
		 96号。以下「改正放送法」という。)附則第7条において、マ
		スメディア集中排除原則の適用について施行日から起算して
		1年を経過する日までの間は、なお従前の例によることとし、
		改正放送法附則第8条において、認定放送持株会社の関係会社
		に係る届出について施行日から起算して3月以内に届け出る

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
		こととする経過措置を規定しているところです。
	〇 「放送政策に関する調査研究会第一次取りまとめ」(平成25年8月)で「引き続き検討」とされたマスメディア集中排除原則の緩和をはじめとする当連盟の諸要望については、可能な限り速やかに規制緩和の方向で検討されることを強く要望します。	〇 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。
	○ なお、マスメディア集中排除原則に関する現行の2つの省令が1つの新省令に置き換わるなど、制度の体系や記述が大幅に変わることから、民放事業者などへの十分な周知を行っていただくよう要望します。 【(一社)日本民間放送連盟】	〇 民放事業者などへの周知に努めてまいります。
11	〇 一般社団法人衛星放送協会は、これまで衛星放送事業の確立と普及につとめ、 衛星放送業界全体のさらなる発展を目指し活動してきました。この度の放送法 及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備案について、 当協会は、概ね賛同致します。	〇 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。
	【1① 認定放送持株会社の認定に関する事項】 〇 認定放送持株会社の「関係会社」について、マスメディア集中排除原則に基づき、従前に比べより明確化されたことを支持いたします。	【1① 認定放送持株会社の認定に関する事項】 〇 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。
	 【2 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有 基準の特例に関する省令案】 ○ 従前に比べ衛星基幹放送における取締役の割合を含め、「特定役員」の範囲が 明確化されたことを支持いたします。 ○ 今後、放送法の改正や省令等の見直し、また、マスメディア集中排除原則な どの見直しの際には、衛星放送事業に直接的な影響が少ない場合であっても、 	【2 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令案】 〇 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。 〇 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
	事前に必要充分なヒアリングをもって、検討されることを強く要望いたします。 【(一社) 衛星放送協会】	
12	 【認定放送持株会社による基幹放送事業者の議決権保有規制】 ○ 経営の自由度の拡大に資するものとして、適切と考えます。ただし、子会社も含め、「12地域」という上限については、実需や切迫性を勘案しつつ、柔軟に緩和していただくことを引き続き要望します。 【認定放送持株会社の資産割合制度】 ○ 資産割合制度の計算方法について、子会社等の株式に加えて放送業務用有形固定資産や放送業務に係る流動資産等が分子に計上されることになったことは、認定放送持株会社による適切なグループ経営、機動的な資源配分に資する 	【認定放送持株会社による基幹放送事業者の議決権保有規制】 〇 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。なお、「12 地域」の上限の緩和について頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 【認定放送持株会社の資産割合制度】 〇 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承ります。
	ものであり、適切と考えます。 【役員兼任規制】 〇 基幹放送事業者間の役員兼任規制について、経営の自由度を高めるため、放送法の上限である1/3まで緩和することを引き続き要望します。	【役員兼任規制】 〇 今回の改正により、経営基盤強化計画認定制度を活用する場合については、5分の1超3分の1以下の役員兼任を特例として認めることとしております。 その他の場合における役員兼任規制については、頂いた御意見は今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
	【衛星基幹放送に関する規制】	【衛星基幹放送に関する規制】
	〇 近年の衛星基幹放送の事業者数の増加などを踏まえ、経営の選択肢を増やす	〇 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされ
	ため、認定放送持株会社が支配できる衛星基幹放送のトラポン規制について、	るものと考えます。
	大幅に整理・緩和することを引き続き要望します。	
	【㈱フジ・メディア・ホールディングス】【㈱フジテレビジョン】	
13	【経営基盤強化計画認定制度について】	【経営基盤強化計画認定制度について】
	〇 弊社は関東広域圏であることから本制度の対象外ではありますが、指定放送	O 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承り
	対象地域に指定された場合でも、認定申請は放送事業者の自主自律的な経営判	ます。なお、ご指摘のとおり経営基盤強化計画認定制度は、経
	断による任意のものであることが担保されるのであれば、ラジオ放送事業者の	営基盤の強化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を
	経営の選択肢を広げる観点から、その趣旨については賛同いたします。	受けることのできる「任意」の制度です。
	【㈱文化放送】	
14	【経営基盤強化計画認定制度について】	【経営基盤強化計画認定制度について】
	〇 経営基盤強化計画認定制度は、民放事業者の経営の選択肢を広げるという観	〇 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承り
	点から、その趣旨や方向性について賛成する。	ます。
	〇 放送の「地域性」は、地上ラジオ・テレビ放送の根幹を成す重要な役割・要	〇 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされ
	素である。経営基盤強化計画認定制度の運用は、放送対象地域制度自体の形骸	るものと考えます。
	化をもたらすことがないよう、民放事業者の意見を十分に踏まえた議論・検討	
	が必要である。	
	〇 本制度の今後の運用では、個々の民放事業者の考え方や要望を十分に汲みあ	〇 本制度について、適時適切に見直しの検討を行うものといた
	げ、対象規制緩和項目の追加、指定放送対象地域の追加等、適切な制度の見直	します。
	しが検討されることを希望する。	
	【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について】	【認定放送持株会社制度、マスメディア集中排除原則について】
	〇 認定放送持株会社の認定の要件の緩和、マスメディア集中排除原則の緩和は、	〇 頂いた御意見は、省令等整備案に対する賛同意見として承り
	民放事業者の経営の選択肢の拡大に役立つのでおおむね賛成である。	ます。

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
	〇 整備案は、認定放送持株会社の「関係会社」の支配の定義を地上基幹放送事	〇 認定放送持株会社は、自ら基幹放送事業者となってはならな
	業者の「議決権保有10%超」等と規定しており、多くの地上基幹放送事業者が	いこととされており、また、その傘下には複数の放送対象地域
	新たに「関係会社」として諸規制の適用を受けることになる。放送対象地域が	にわたる複数の基幹放送事業者が属することとなることが想定
	重ならず、かつ認定放送持株会社による実質的な経営への関与度の低い地上基	される会社であることから、このようなそもそも放送対象地域
	幹放送事業者については「関係会社」の位置付けから外すべきである。	の概念のない認定放送持株会社に係る支配関係の定義について
		は、制度の適用がいたずらに複雑かつ不安定となることがない
		よう、今般、一律に議決権支配の基準を「議決権保有10%超」
		としたものです。
		ただし、認定放送持株会社が10分の1超3分の1以下の議
		決権保有のみにより支配関係を有する関係会社については、マ
		スメディア集中排除原則においては「支配関係」に当たらない
		ものとみなすこととし、規制強化とならないように配慮してい
		るところです。
	〇 制度の体系や記述が大幅に変わることから、民放事業者などへの十分な周知	〇 民放事業者などへの周知に努めてまいります。
	が行われることを要望する。	
	【㈱毎日放送】	
15	〇ア 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係る放送対象地	〇 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされ
	域が、いずれも県域放送に係るものであり、かつ、次のいずれかに該当するこ	るものと考えます。なお、経営基盤強化計画認定制度は、地方
	とについての追記	局の再編を可能とするための制度ではございません。
	(ア) 隣接するもの(北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡	
	県と山口県、兵庫県と徳島県、岡山県と香川県、長崎県と熊本県、鹿児島県	
	と沖縄県の区域は、 それぞれ隣接するものとして扱う。)又は隣接して連続	
	するもの(当該放送対象地域のうち一の放送対象地域に当該放送対象地域の	
	他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にあるものに限る。)であるこ	
	と。	

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
	(イ) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の各区域を併せた全て	
	を含む地域であること。	
	(ウ) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の各区域を	
	併せた全てを含む地域であること。	
	(エ)福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の	
	各区域を併せた全てを含む地域であること。	
	追記	
	(オ) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の各区域を	
	併せた全てを含む地域であること。	
	(カ)北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の	
	各区域を併せた全てを含む地域であること。	
	(キ)青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の各区域を	
	併せた全てを含む地域であること。	
	(ク)東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、	
	長野県及び新潟県の各区域を併せた全てを含む地域であること。	
	(ケ) 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、	
	長野県、新潟県及び静岡県の各区域を併せた全てを含む地域であること。	
	(コ) 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県	
	の各区域を併せた全てを含む地域であること。	
	(サ) 山梨県、長野県及び新潟県の各区域を併せた全てを含む地域であること。	
	(シ) 新潟県、長野県、富山県、石川県及び福井県の各区域を併せた全てを含む	
	地域であること。	
	(ス) 愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県の各区域を併せた全てを含む地域であ	
	ること。	
	(セ)愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県及び福井県の各区域を併せた全	

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
	てを含む地域であること。	
	(ソ) 愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県及び静岡県の各区域を	
	併せた全てを含む地域であること。	
	(タ) 富山県、石川県及び福井県の各区域を併せた全てを含む地域であること。	
	(チ)大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県、福井県及び徳島県	
	の各区域を併せた全てを含む地域であること。	
	(ツ)大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県、及び福井県の各区	
	域を併せた全てを含む地域であること。	
	(テ) 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県及び徳島県の各区域	
	を併せた全てを含む地域であること。	
	(ト)鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、香川県、徳島県及び	
	高知県の各区域を併せた全てを含む地域であること。	
	(ナ) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の各区域を併せた全てを含む	
	地域であること。	
	(二)徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各区域を併せた全てを含む地域であ	
	ること。	
	(ヌ)山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	
	の各区域を併せた全てを含む地域であること。	
	(ネ)山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及	
	び沖縄県の各区域を併せた全てを含む地域であること。	
	以上これらの地域で民放の中波ラジオ局、超短波ラジオ局、テレビ局全ての地方	
	局の再編ができるようになります。	
	【個人③】	

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
16	【放送法施行規則第三節の二 経営基盤強化計画の認定(同一の放送番組の放送	【放送法施行規則第三節の二 経営基盤強化計画の認定(同一の
	を同時に行う放送時間の割合)第九十一条の三 法第百十六条の三第二項第五号	放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合)第九十一条の三
	イの総務省令で定める割合は、百分の八十 (特定放送番組同一化の対象となる二	法第百十六条の三第二項第五号イの総務省令で定める割合は、百
	以上の国内基幹放送においてそれぞれの放送対象地域向けの災害に関する放送が	分の八十(特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放
	行われる場合には、当該放送に係る放送時間の割合を除く。)とする。】	送においてそれぞれの放送対象地域向けの災害に関する放送が行
		われる場合には、当該放送に係る放送時間の割合を除く。)とす
		る。 】
	〇 放送対象地域は「地域社会の文化や歴史、県民意識の醸成等に深く関わると	〇 民放テレビにおけるローカル番組比率の全国平均や地上民放
	ともに、住民の生命・財産等を守るための災害放送の運用単位として 機能すべ	ラジオにおける報道番組比率の全国平均等の数値を参考にしつ
	き」であり、「特定放送番組同一化」に関する同一番組の割合を「80%超 (必須)」	つ、「特定放送番組同一化」に関する同一番組の割合を「80%」
	と規定することについては賛同しかねます。	とするものです。
	〇 特に、この制度の対象とされたラジオメディアについては、地域密着の放送	〇 同一化の割合に関する御意見については、放送法及び電波法
	として長い間地域住民に愛され、生活の一部として聴取していただいており、	の一部を改正する法律(平成26年法律第96号)による改正後の
	かつ、災害報道におけるラジオへの国民の期待は、ここ数年、より一層大きく	放送法第116条の3第2項第5号イの規定に基づき同一化の割
	なってきています。	合の下限を規定しているものです。
	特定放送番組同一化が100%となるような事態は、ラジオメディアの価値を逆	また、地域向け放送番組に関する御意見については、特定放
	に下げてしまうものと考えます。	送番組同一化を行う場合の認定の要件の1つである「地域性確
	同一化の割合について 規制するのであれば、「80%下限」ではなく、むしろ、	保措置」の取組のモデルケースとして、放送法関係審査基準の
	「80%上限」(割合については慎重な議論が必要)とし、地域向けの番組 (情報)	改正案第10条の9 (5) イ (イ) 及びウ (イ) に例示している
	の時間帯を一定割合以上義務づける方向性の方が、地域文化の多様性を発信す	ところです。
	る県域ラジオメディアとしての放送文化を守り、国民の二一ズを反映した考え	
	方として適当であると考えます。	
	〇 経営基盤強化のみを優先した本条文の乱用により、県域ラジオメディアの本	〇 今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えま
	来の存在意義を無くすのみならず、既存のネットワークの秩序を乱さないよう	す。
	な運用をお願いするものであります。	

No.	意見(全文)【提出者名】	総務省の考え方
	【㈱エフエム東京】	